

●香川県告示第566号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により平成24年10月19日中土指道第11号（香川県告示第492号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成24年12月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成24年11月19日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市今津町字中原159番4、159番8
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル  
延長 30.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。